

# 2016年度 知財法院委員会 成果報告

『知的財産法院における特許の技術的事項の  
証明、立証に係わる問題の調査・研究』



2017年3月9日

中国IPG 知財法院委員会

土田 貴志（マツダ中国）

## 0. 委員会メンバー

【2016年度 中国IPG知財法院委員会会員】（あいうえお順）

No.	会員名(日本語表記)
1	IP FORWARD法律特許事務所
2	エプソン(中国) 有限公司
3	日本技術貿易株式会社
4	富士電機(株) 北京事務所
5	ブラザー(中国) 商業有限公司
6	マツダ(中国) 企業管理有限公司
7	三菱レイヨン(上海) 管理有限公司
8	村田(中国) 投資有限公司
9	森・濱田松本法律事務所
10	YKK(中国) 投資有限公司
11	事務局 JETRO北京

**企業 : 10社16名**

**事務局 : 2名**

**合計 : 18名**

# 1. 現状認識と課題

## 現状認識

2014年11月～2015年1月にかけて、北京、上海、広州に中国初となる知的財産法院が設立された。しかし、設立後間もないことも有り、新たに導入された技術調査官制度等の新しい制度の運用を初め、裁判における審理プロセスがどう変化するのか詳細を把握できていない。**特に、特許の技術的事項の証明に係る実務面での変化について十分に把握できていない。**

## 課題

- 1) 知的財産法院における技術調査官制度等、技術的事項の認定に係る制度や体制及びその運用について調査・研究し、従前からの変化を明確化すること。
- 2) 上記1)に基づき、企業の訴訟実務に資する提言をまとめること。

## 2. 調査目的

### 目的

- 1) 北京 / 上海 / 広州の各知的財産法院における技術調査官制度等、技術的事項の認定に係る制度や体制及びその運用について調査・研究し、従前からの変化及び各地知財法院間の差異を明確化すること。
- 2) 日本の知財訴訟プロセスとの差異を明確化すること。
- 3) 上記1)、2)に基づき、企業の中国知財訴訟実務に資する提言をまとめること。

# 3. 調査研究方法 ~ 活動スケジュール

## 計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会開催月	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	
IPG全体会合	北京		広州		上海		北京		北京		上海	
IIPPF							北京			広州		
1)情報 Update												
2)日本の制度との比較												
3)専門家ヒヤリング	<p style="text-align: right;">北京林達劉グループ (10/14)</p>											
4)知財法院との意見交換	<p style="text-align: center;">上海 (9/8) 北京 (9/20) <span style="float: right;">広州 (2/27)</span></p>											
5)IIPPFとの意見交換	<p style="text-align: center;">北京 / 広東ミッションでの連携</p>											
6)活動まとめ	<p style="text-align: center;">中間まとめ</p> <p style="text-align: center;">全体まとめ</p>											

# 3 . 調査研究方法

## 制度、体制、審理実務等の情報収集

- 1) 北京 / 上海 / 広州の知財法院、地方の中級法院、日本について、委員で役割分担して、制度、体制、審理実務等々の情報収集を行い整理。
- 2) 北京林達劉グループ・魏啓学法律事務所へ調査及び報告を依頼。
- 3) 北京 / 上海 / 広州の各知財法院を訪問し、審理実務のプロセスと運用状況をヒヤリング。

# 4. 研究に基づく成果

## 活動実績

### 1) 定期会合の実施

- 第1回 4/21 (木) 活動テーマ&活動計画の検討、委員長/副委員長選出
- 第2回 6/15 (木) 広州知財法院との意見交換内容検討、
- 第3回 7/20 (水) 広州知財法院との意見交換準備、林達劉事務所からのヒヤリング準備
- 第4回 10/14 (金) 林達劉事務所講演、上海知財法院との意見交換報告  
北京知財法院訪問(IPG外イベント)の情報シェア
- 第5回 12/ 9 (金) 北京/上海/広州知財法院比較、日中比較のまとめ
- 第6回 2/10 (金) 各知財法院比較、成果報告案の議論

### 2) 知財法院との意見交換

- 9/8 (水) 上海知財法院との意見交換
- 9/20 (火) 北京知財法院との意見交換  
(知財コンサルタント企業主催イベント) ~ 一部の委員が参加
- 2/27 (月) 広州知財法院との意見交換  
(IIPPF広東ミッションと合同で訪問)

### 3) 専門家ヒヤリング

- 10/14 (金) 北京林達劉グループ・魏啓学法律事務所 講演

# 4. 研究に基づく成果

## 各知財法院のデータ比較

	北京知財法院	上海知財法院	広州知財法院
裁判官	44名（`16年9月時点）	19名（`16年9月時点）	28名（`17年2月時点）
技術調査官	39名（`16年6月時点）	11名（`16年9月時点）	7名（`17年2月時点）
管轄地域	北京市	上海市	広東省（深圳市除く）
受理案件数	9,191件（`15年）	1,641件（`15年）	4,940件（`15年）
	7,386件（`16年9月19日）	—	—
	`15年 特許:1,712件(18.6%)、 商標:5,656件(61.5%)、 著作権:1,482件(16.1%)	`15年 一審と二審がほぼ同件数。 一審の54%が特許案件(推測：約440件)。	`15年 特許:2,673件(54.1%)、 商標:429件(8.7%)、 著作権:1,704件(34.5%)
判決件数	4,142件（～`16/9/19総数）	1,047件（`15年）	3,393件（～`15/12/21総数）
技術調査官の関与	16年9月まで 162件の事件に関与 裁判官からの諮問への回答：77件 法定に出て審理に関与：84件 証拠保全や証拠開示の検査：8件 技術的意見(技術判定書)提出：71件	16年6月まで 技術調査：9件 技術コンサル：103件 技術審査意見書の提出：2件	（具体的な件数は不明） 裁判官に対する技術面でのアシスト 開廷審理 技術鑑定 証拠保全 等々

## 特徴

- 広州は特許事件数が多い
- 技術調査官の事件への関与率は、現時点ではそれほど高くない

### 技術調査官の審理への関与

技術調査官の審理への関与に関し、日中間での大きな差はなさそうという感触を得たが、運用面の詳細は不明。

#### 1) 技術調査官の関与

中国の知財法院においても、裁判官の求めに応じて技術調査官が審理に関与できる。

#### 2) 技術説明会

制度上、明確にはされていないが、北京及び広州知財法院では、裁判官の裁量で、弁論準備手続き（廷前会議）の際に、当事者が参加する技術説明会を実施することがある。

上海知財法院での運用は未確認だが、同様の可能性が高い。

#### 3) 技術調査官の意見の当事者への開示

技術調査官が裁判官に提出する意見は非開示。

#### 4) 技術調査官の意見の位置付け

証拠としては採用されない。単なる参考意見。

## 技術調査官の審理への関与(日中比較)

日本	中国
<p><b>裁判所調査官</b></p> <p>【身分】 裁判所の常勤職員</p> <p>【役割】 裁判所が必要と認めた時に、以下の事務を行わせる。 ・口頭弁論や弁論準備手続の期日において、当事者に質問し、また立証を促す ・証拠調べの期日において、証人、当事者又は鑑定人に質問 ・和解期日において、専門的な知見に基づく説明をする ・裁判官に対して意見を述べる</p> <p>【技術的意見・説明】 訴訟の証拠資料とはならない(参考意見として採用)</p> <p>【説明や意見の開示】 当事者に開示されない</p>	<p><b>技術調査官</b></p> <p>【身分】 裁判所の職員(常勤と非常勤両方有り)</p> <p>【役割】 裁判所が必要と認めた時に、以下の事務を行わせる。 ・訴訟資料の調査、技術的争点の明確化 ・調査、証拠調べ等への参加 ・開廷審理や合議廷評議等に参加し、当事者に質問する ・裁判官に対して技術審査意見を提出</p> <p>【技術的意見・説明】 訴訟の証拠資料とはならない(参考意見として採用)</p> <p>【説明や意見の開示】 当事者に開示されない</p>
<p><b>技術専門委員</b></p> <p>【身分】 裁判所の非常勤職員</p> <p>【役割】 裁判所は、必要と認めた時に、専門的な知見に基づく意見を聞くために、専門委員を関与させる。 ・当事者が主張する結論の理由付や根拠等について、質問したり、問題点を整理する</p> <p>【説明や意見の開示】 当事者に開示される(民事訴訟規則34条の3)</p>	<p><b>技術諮詢専門家(北京及び上海知財法院)</b></p> <p>【身分】 裁判所の職員ではない(必要に応じて臨時招聘)</p> <p>【役割】 裁判所が必要と認めた時に、技術理解を深める為に、技術諮詢専門家の意見を聞く。 (案件審理には関与しない) ・裁判官の技術理解をサポートする</p> <p>【説明や意見の開示】 不明</p>

広州知財法院では、技術調査官の補佐役の位置付け。

日中ともに役割・位置付けはほぼ同じ 裁判官の技術補佐

# 4. 研究に基づく成果

## 訴訟プロセス

	北京知財法院	上海知財法院	広州知財法院
提訴	現場受理。 受理廷の裁判官がその場で資料チェックして受理。	現場受理せず、後で裁判官が資料チェック後に受理することが多い。	現場受理。
証拠交換	郵送で証拠交換	開廷審理前に現場証拠交換	郵送で証拠交換
合議体	裁判官3名(民事) or 裁判官1名+陪審員2名(行政/商標)	裁判官3名	裁判官1名+陪審員2名 場合により、 裁判官2名+陪審員1名
開廷審理	1争点1証拠調べ1弁論	事前の証拠交換手続きで証拠調べと法廷調査は済ませ、開廷審理は弁論のみ。	法廷調査（原告の訴訟請求、事実と理由、被告の答弁意見、証拠調べなど）、法廷弁論
	一般的には実施されていない。		
技術説明会	しかし、 ・ 審理の場で、当事者が技術調査官の質問に答えることや技術説明を行うことは可（集中審理） ・ 一部の案件で、審理前の争点整理のための廷前会議において、裁判官の判断で、当事者に技術説明を行わせたことがある。	交流時に直接確認はできていないが、北京/広州知財法院の回答より、裁判官の裁量により、開廷審理前の争点整理を行う際に行われる可能性が高い。	しかし、 ・ 開廷審理中や開廷審理前に当事者による質疑応答は可能。 ・ 難しい案検討では、開廷前の争点整理が必要と認識しており、裁判官の裁量で実施すること有り。 ・ 当事者からの申入れも可だが、実施要否は裁判官が判断。

- ・ 訴訟プロセスは各知財法院ごとに異なる。
- ・ 技術説明会は一般的には開催されない。
- ・ 判例を重視

- 1) 技術的事項の認定に係る制度、体制、審理プロセスにおいては、海外の知財裁判と大きな差がないように見受けられるが、実際の運用の詳細は不明。また、**北京 / 上海 / 広州の各知財法院ごとに、証拠交換や技術説明会等の運用面に差がある。** 裁判の傍聴や、知財法院での特許訴訟の経験豊富な弁護士との意見交換等を通じて、**可能な限り事前に運用面の詳細を確認し、訴訟実務に反映すること。**
- 2) 知財判例指導研究基地を設立し、審理の統一性を保つために**判例を重視**する方向を打ち出しており、中国の**指導案例の研究**を行い、**訴訟実務に反映すること。**
- 3) 知財法院は、設立されてまだ間が無く、今後も新たな制度や体制の導入、審理プロセスの改善等が予想されることから、**弁護士や司法機関との交流機会を通じて情報収集を継続していくこと。**

## 6. 積み残された課題

### □ 技術調査官制度等、技術的事項の認定に係る制度や体制及びその運用について

- 日本の制度や体制、運用とそれほど変わらないという感触までは得ることができたが、**詳細までは見えていない。**
- 知財法院での訴訟経験豊富な弁護士や、司法機関との交流機会を利用して、**個々の企業で情報収集を継続。**

委員会としての活動は終了し、後は個々の企業の活動へ。

### □ 今後の知財法院の新たな動向

17年12月で知財法院設立から約3年が経過する。そのタイミングで最高法院が知財法院の評価を行うことになっており、そこで、**新たな制度の導入や、管轄地域拡大、新たな知財法院や知財高等法院の設立等の動きも出てきている。**

今後、これらの動向を見極めた上で、新たな調査・研究の必要性を判断する必要がある。

18年度以降、必要に応じて委員会活動テーマへ。

ご清聴ありがとうございました。